



大阪労働局発表  
平成29年12月25日(月)

【照会先】  
大阪労働局労働基準部賃金課  
(代表電話) 06(6949)6502

報道関係者 各位

## 大阪市と大阪労働局が 「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結しました！

～大阪市が発注する業務委託契約等の最低賃金履行確保のため情報の連携を強化～

大阪労働局(局長 田畑 一雄)は大阪市との間で「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、大阪市が発注する業務委託契約等を受注した業者に雇用される労働者の最低賃金の履行確保を強化することとしました。

今年度も大阪府最低賃金が改定され、時間額909円(前年度26円引き上げ)となりましたが、大阪地方最低賃金審議会からは答申の付帯事項において「行政機関が業務委託を行っている場合に、委託先における最低賃金の履行確保に特段の配慮が行われること」を要望されています。

大阪労働局においては、最低賃金の周知広報及び履行確保のために、関係団体及び地方公共団体等と協力しながら様々な取組を行っています。

協定の締結により、大阪市が発注する委託先に雇用される労働者が、大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化し、大阪市が発注する公共調達への信頼と安全性の確保並びに最低賃金の履行確保を推進します。

### 1 平成29年12月19日(火)協定締結式を行いました。(別添1参照)

大阪市契約管財局長(松元基泰)と大阪労働局労働基準部長(小島敬二)の出席により、協定の締結を行いました。

### 2 協定の内容

「最低賃金に係る情報の提供に関する協定書」(別添2参照)

(要旨) 大阪市が発注した委託業者に雇用される労働者の賃金が、最低賃金額を下回っている等の情報を大阪市が入手した場合に「情報提供対象事実整理票」を利用して、大阪労働局労働基準部賃金課へ情報提供を行い、大阪労働局は、所轄労働基準監督署を通じて、事業場に対し監督等を行う。

## 「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」締結式次第

日 時 平成29年12月19日（火） 午前10時～

場 所 大阪合同庁舎第2号館 別館5階会議室

- 1 開会
  
- 2 協定署名者紹介  
大阪市契約管財局長 松元 基泰（まつもと もとひろ）  
大阪労働局労働基準部長 小島 敬二（こじま けいじ）
  
- 3 協定書署名調印
  
- 4 写真撮影
  
- 5 署名者挨拶  
大阪市契約管財局長 松元 基泰（まつもと もとひろ）  
大阪労働局労働基準部長 小島 敬二（こじま けいじ）
  
- 6 閉会
  
- 7 記者レク

## 最低賃金に係る情報の提供に関する協定書

最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）の精神に則り、大阪市が発注する業務委託契約について、より一層の適正化を図るため、大阪労働局労働基準部（以下「甲」という。）と大阪市契約管財局（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

#### 第1条

本協定は、大阪市が民間企業等に業務委託を行っている場合に、その委託事業者に雇用されている労働基準法（昭和23年4月7日法律第49号）第9条の適用を受ける労働者（以下「労働者」という。）の最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、大阪労働局と大阪市との間で情報提供による緊密な連携を図ることを主たる目的とする。

### （情報提供）

#### 第2条

乙は、労働者について最低賃金の履行確保に支障が生じている等の情報を入手した場合は、別添「情報提供対象事実整理票」をもって甲の指定する連絡先に情報を提供することとする。なお、情報提供に関する取決めは、別途定める「情報提供要領」によることとする。

### （個人情報の取扱い）

#### 第3条

甲及び乙は、労働者から知り得た、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えいを防止するなど個人情報保護に係る適切な措置を講じることとする。

### （情報の連携）

#### 第4条

甲及び乙は、目的の趣旨に鑑み、最低賃金の履行確保並びに公共調達に関する信頼及び安全性の確保等に関して、適確な周知広報を積極的に行うため、協力して、相互の情報交換による連携を図ることとする。

(業務委託以外の契約)

第5条

大阪市発注の業務委託以外の契約において、同様の事態が生じたときは、本協定の趣旨に鑑み、これに準じた取扱いを行うこととする。

(その他)

第6条

本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、別途定めることとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれが1通を保有する。

平成29年12月19日

甲 大阪府中央区大手前4-1-67  
大阪合同庁舎第2号館

大阪労働局労働基準部長

印

乙 大阪府中央区本町1-4-5  
大阪産業創造館9階

大阪市契約管財局長

印